岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

令和５年３月

岡　　山　　県

第１章　計画策定の趣旨等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　第１節　計画策定の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　第２節　計画対象　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
　第３節　計画期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　第４節　計画の見直し　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

第２章　ＰＣＢ廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み　・・・・・・・・・・・・　3
　第１節　ＰＣＢ廃棄物の保管量等の現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　　１　ＰＣＢ廃棄物の保管量の現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　　２　ＰＣＢ使用製品の所有量の現状　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
　第２節　ＰＣＢ廃棄物の発生量及び処分量の見込み　・・・・・・・・・・・・・・・　8

第３章　ＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保に関する事項　・・・・・　10
　第１節　高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理の体制の現状　・・・・・・・・・・・・・・・・　10
　第２節　高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理の体制の確保のための方策　・・・・・・・・・　11
　第３節　高濃度ＰＣＢ廃棄物の広域的な処理の体制に関する事項　・・・・・・・・　11
　　１　ＰＣＢ廃棄物収集運搬業者の確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
　　２　合理的な経路による運搬　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
　　３　事故時の連絡体制の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
　第４節　低濃度ＰＣＢ廃棄物の処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12

第４章　ＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項　・・・・・・　13
　第１節　県の役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13
　　１　監視、指導に関すること　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13
　　２　高濃度ＰＣＢ廃棄物の広域的処理の推進に関すること　・・・・・・・・・・　14
　　３　緊急時の対応に関すること　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14
　　４　県民、事業者等の理解を深めるための方策に関すること　・・・・・・・・　15
　　５　中小企業者等への支援に関すること　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15
　第２節　保管事業者の役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16
　第３節　所有事業者の役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16
　第４節　収集運搬業者の役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17
　第５節　処分業者の役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17
　第６節　政令市及び県内市町村の役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17
　第７節　その他関係者の役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17

第１章　計画策定の趣旨等

第１節　計画策定の趣旨

ポリ塩化ビフェニル（以下「ＰＣＢ」という。）は、化学的に安定している、熱により分解しにくい、絶縁性が良い、沸点が高い、不燃性であるなどの性質を有することから、熱媒体、変圧器・コンデンサー用の絶縁油、感圧複写紙等幅広い用途で使用されてきた。

しかしながら、熱媒体として使用されていたＰＣＢが食用油中に混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件が昭和43年に起き、さらに各地の魚類や鳥類などの体内からＰＣＢが検出されるなど、ＰＣＢによる汚染が社会問題となり、昭和48年10月に公布された「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づき、昭和49年６月以降、ＰＣＢの製造、輸入及び使用が原則禁止となった。

その後、国内においては、変圧器、コンデンサー等のＰＣＢ廃棄物の処理体制が整わず、結果として、長期間にわたり事業者による保管が継続し、ＰＣＢ廃棄物の紛失等による環境汚染の進行が懸念される状況となった。

このような状況から、ＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年６月22日に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成13年法律第65号。以下「ＰＣＢ特措法」という。）が公布され、同年７月15日から施行された。国は、ＰＣＢ特措法第６条の規定により、平成15年４月にポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「ＰＣＢ廃棄物処理基本計画」という。）を策定し、拠点的広域処理施設を全国５か所に整備することなど、ＰＣＢ廃棄物の処理に関する基本的方針を定めた。

しかし、ＰＣＢ廃棄物の処理開始後に明らかとなった課題への対応等により、当初予定していた平成28年３月までの処理完了が困難な状況となったことから、国は、平成24年12月にＰＣＢ特措法施行令を改正し、その期間を令和９年３月31日まで延長した。

また、平成28年５月にＰＣＢ特措法を改正し、高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理対象ごとに、処分期間と特例処分期限日を設定するほか、令和元年12月にＰＣＢ特措法施行規則を改正し、高濃度ＰＣＢ廃棄物及び高濃度ＰＣＢ使用製品の基準を変更して、低濃度ＰＣＢ廃棄物及び低濃度ＰＣＢ使用製品の範囲を拡大し、ＰＣＢ廃棄物処理基本計画を変更したところである。

本計画は、ＰＣＢ特措法第７条の規定により、ＰＣＢ廃棄物処理基本計画及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第５条の５第１項の規定により策定した岡山県廃棄物処理計画に即して、岡山県内のＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項を定め、早期かつ計画的な処理を促進し、もって、ＰＣＢ廃棄物による環境汚染の未然防止、県民の健康保護、生活環境の保全を図ることを目的として策定するものである。

第２節　計画対象

本計画は、岡山県内全域に存するＰＣＢ特措法第２条第１項に規定するＰＣＢ廃棄物及び同条第３項に規定するＰＣＢ使用製品を対象とする。

なお、ＰＣＢ廃棄物及びＰＣＢ使用製品の区分は表１－１のとおりである。

表１－１　ＰＣＢ廃棄物及びＰＣＢ使用製品の区分

種類		定義・ＰＣＢ濃度
ＰＣＢ廃棄物		ＰＣＢ原液、ＰＣＢを含む油又はＰＣＢが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったもの
	高濃度ＰＣＢ廃棄物	ＰＣＢ濃度が5,000mg/kg超（可燃性の汚染物等※1については100,000mg/kg超）のもの
	低濃度ＰＣＢ廃棄物	非意図的に微量のＰＣＢにより汚染された電気機器等及びＰＣＢ濃度が5,000mg/kg以下（可燃性の汚染物等については100,000mg/kg以下）のもの
ＰＣＢ使用製品		ＰＣＢ原液、ＰＣＢを含む油又はＰＣＢが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された製品
	高濃度ＰＣＢ使用製品	ＰＣＢ濃度が5,000mg/kg超（可燃性のＰＣＢ使用製品※2については100,000mg/kg超）のもの
	低濃度ＰＣＢ使用製品	非意図的に微量のＰＣＢにより汚染された電気機器等及びＰＣＢ濃度が5,000mg/kg以下（可燃性のＰＣＢ使用製品については100,000mg/kg以下）のもの

※１　汚泥、紙くず、木くず、繊維くずその他ＰＣＢが塗布され又は染み込んだ物が廃棄物となったもの、廃プラスチック類にＰＣＢが付着し又は封入されたもの

※２　紙、木、繊維その他ＰＣＢが塗布され又は染み込んだ製品、プラスチックにＰＣＢが付着し又は封入された製品

第３節　計画期間

本計画の期間は、ＰＣＢ特措法で定める処分期間を踏まえて、令和８年度までとする。

なお、県内のＰＣＢ廃棄物の処分期間は表１－２のとおりである。

表１－２　県内のＰＣＢ廃棄物の処分期間

ＰＣＢ廃棄物の種類		処分期間	特例処分期限日※（計画的処理完了期限）
高濃度ＰＣＢ廃棄物	大型変圧器・コンデンサー 等	平成30年３月31日まで	平成 31 年３月 31 日
	安定器及び汚染物 等	令和３年３月31日まで	令和４年３月31日
低濃度ＰＣＢ廃棄物		令和９年３月31日まで	

※　高濃度ＰＣＢ廃棄物を特例処分期限日までに処分することが確実であるとして、県に届出を行った事業者に適用される処分期限

第４節　計画の見直し

本計画は、岡山県廃棄物処理計画及びＰＣＢ廃棄物処理基本計画の改訂、ＰＣＢ廃棄物の処理体制の状況等を勘案し、適宜見直しを行うこととする。

第２章 ＰＣＢ廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

第１節　ＰＣＢ廃棄物の保管量等の現状

１　ＰＣＢ廃棄物の保管量の現状

県内の事業場においてＰＣＢ廃棄物を保管する事業者（以下「保管事業者」という。）は、ＰＣＢ特措法第８条及び第15条の規定により、毎年度、ＰＣＢ廃棄物の保管状況等を岡山県知事又は政令市（岡山市、倉敷市）長へ届け出ることが義務づけられている。

この届出内容を集計した県内のＰＣＢ廃棄物の保管量は、表２－１のとおりであり、この保管量を政令市、県民局単位で集計したものが表２－３である。また、保管事業場数は表２－２のとおりである。

表２－１　県内のＰＣＢ廃棄物の保管量（令和４年３月31日現在）

ＰＣＢ廃棄物の種類	高濃度ＰＣＢ廃棄物		低濃度ＰＣＢ廃棄物		ＰＣＢ濃度不明廃棄物	
	事業場数	保管量	事業場数	保管量	事業場数	保管量
変圧器	－	－	136	494台 205kg	3	16台
コンデンサー（３kg以上）	45	67台	61	159台 30kg	7	15台
コンデンサー（３kg未満）	4	351台	18	148台	5	118台
柱上変圧器	－	－	3	44台	－	－
安定器	10	171台 3,963kg	6	359台 172kg	1	1台
ＰＣＢを含む油	1	0.2kg	31	8個 3,990kg 35L	－	－
ＯＦケーブル	－	－	1	1個	－	－
その他の機器	－	－	55	267台 80kg	2	21台
感圧複写紙	－	－	－	－	－	－
ウエス	－	－	20	411kg	－	－
汚泥	－	－	3	2,639kg	－	－
塗膜	－	－	5	3,198kg	－	－
その他	1	－	44	40個 16,768kg 120L	1	3kg

※１　表中の単位以外の単位で届出されている物は、事業場数のみ計上した。また、表中の同欄に複数の単位で表示した物は、それぞれ保管量は重複しない。
※２　その他の機器とは、変圧器やコンデンサー、安定器以外の機器である。
※３　その他とは、その他の機器等を含む全てのＰＣＢ廃棄物の種類に分類できない物又は複合汚染物である。

表２－２　県内のＰＣＢ廃棄物保管事業場数（令和４年３月31日現在）

ＰＣＢ廃棄物の保管事業場数	岡山県内			
	岡山市内	倉敷市内	県所管内	
	93	74	119	286

表２－３　政令市、県民局単位のＰＣＢ廃棄物の保管量（令和４年３月31日現在）

ＰＣＢ廃棄物の種類	高濃度ＰＣＢ廃棄物					低濃度ＰＣＢ廃棄物					ＰＣＢ濃度不明廃棄物				
	岡山市内	倉敷市内	県所管内			岡山市内	倉敷市内	県所管内			岡山市内	倉敷市内	県所管内		
			備前県民局	備中県民局	美作県民局			備前県民局	備中県民局	美作県民局			備前県民局	備中県民局	美作県民局
変圧器	－	－	－	－	－	115台 205kg	201台	70台	57台	51台	－	7台	－	9台	－
コンデンサー（3kg以上）	12台	26台	11台	11台	7台	44台	63台 30kg	15台	21台	16台	5台	5台	－	5台	－
コンデンサー（3kg未満）	1台	348台	1台	－	1台	45台	90台	4台	9台	－	28台	86台	－	4台	－
柱上変圧器	－	－	－	－	－	18台	24台	2台	－	－	－	－	－	－	－
安定器	65台 311kg	95台 3,652kg	11台	－	－	2台	354台 172kg	3台	－	－	1台	－	－	－	－
ＰＣＢを含む油	－	－	0.2kg	－	－	166kg	5個 2,835kg 35L	1個 88kg	119kg	2個 780kg	－	－	－	－	－
ＯＦケーブル	－	－	－	－	－	－	1個	－	－	－	－	－	－	－	－
その他の機器	－	－	－	－	－	123台 10kg	110台	8台	5台 70kg	21台	20台	1台	－	－	－
感圧複写紙	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ウエス	－	－	－	－	－	21kg	250kg	126kg	4kg	11kg	－	－	－	－	－
汚泥	－	－	－	－	－	2kg	－	－	－	2,637kg	－	－	－	－	－
塗膜	－	－	－	－	－	2,908kg	0.01kg	－	－	290kg	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	3個 1,458kg	33個 7,338kg 120L	1個 5,652kg	1,302kg	3個 1,017kg	3kg	－	－	－	－

※１　表中の単位以外の単位で届出されている物は、計上対象外とした。また、表中の同欄に複数の単位で表示した物は、それぞれ保管量は重複しない。
※２　その他の機器とは、変圧器やコンデンサー、安定器以外の機器である。
※３　その他とは、その他の機器等を含む全てのＰＣＢ廃棄物の種類に分類できない物又は複合汚染物である。

２　ＰＣＢ使用製品の所有量の現状

高濃度ＰＣＢ使用製品（電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）で定める電気工作物である高濃度ＰＣＢ使用製品（以下「高濃度ＰＣＢ使用電気工作物」という。）を除く。）を所有する事業者（以下「所有事業者」という。）は、ＰＣＢ特措法第 19 条の規定により、毎年度、ＰＣＢ使用製品の廃棄の見込み等を岡山県知事又は政令市長へ届け出ることが義務づけられている。

また、高濃度ＰＣＢ使用電気工作物を含むＰＣＢを絶縁油に使用する電気工作物にあっては、電気事業法第 106 条の規定による電気関係報告規則（昭和 40 年通商産業省令第 54 号）に基づき、所管産業保安監督部へ使用状況等の報告が必要であり、本県では、中国四国産業保安監督部から情報提供を受け、使用状況の把握に努めている。

ＰＣＢ特措法に基づく届出内容等を集計した県内のＰＣＢ使用製品の所有量は表２－４のとおりであり、この所有量を政令市、県民局単位で集計したものが表２－６である。また、ＰＣＢ使用製品の所有事業場数は表２－５のとおりである。

表２－４　県内のＰＣＢ使用製品の所有量（令和４年３月31日現在）

ＰＣＢ使用製品の種類	高濃度ＰＣＢ使用製品		低濃度ＰＣＢ使用製品		ＰＣＢ濃度不明使用製品	
	事業場数	所有量	事業場数	所有量	事業場数	所有量
変圧器	－	－	178	848台	4	8台
コンデンサー（3kg以上）	－	－	13	48台	7	15台
コンデンサー（3kg未満）	1	3台	3	6台	－	－
柱上変圧器	－	－	1	2台	－	－
安定器	－	－	－	－	－	－
ＰＣＢを含む油	1	0.1kg	5	5個	－	－
ＯＦケーブル	－	－	2	6個、2,710kg	－	－
その他の機器	1	6台	37	122台	1	1台
感圧複写紙	－	－	－	－	－	－
ウエス	－	－	－	－	－	－
汚泥	－	－	－	－	－	－
塗膜	－	－	4	1個	1	－
その他	1	1kg	5	1個、314,760kg	－	－

※１　表中の単位以外の単位で届出されている物は、事業場数のみ計上した。また、表中の同欄に複数の単位で表示した物は、それぞれ所有量は重複しない。

※２　その他の機器とは、変圧器やコンデンサー、安定器以外の機器である。

※３　その他とは、その他の機器等を含む全てのＰＣＢ使用製品の種類に分類できない物又は複合汚染物である。

表２－５　県内のＰＣＢ使用製品の所有事業場数（令和４年３月31日現在）

ＰＣＢ使用製品の所有事業場数	岡山県内			
	岡山市内	倉敷市内	県所管内	
	77	46	96	219

表２－６　政令市、県民局単位のＰＣＢ使用製品の所有量（令和４年３月31日現在）

ＰＣＢ使用製品の種類	高濃度ＰＣＢ使用製品					低濃度ＰＣＢ使用製品					ＰＣＢ濃度不明使用製品				
	岡山市内	倉敷市内	県所管内			岡山市内	倉敷市内	県所管内			岡山市内	倉敷市内	県所管内		
			備前県民局	備中県民局	美作県民局			備前県民局	備中県民局	美作県民局			備前県民局	備中県民局	美作県民局
変圧器	－	－	－	－	－	112台	486台	115台	105台	30台	1台	3台	－	4台	－
コンデンサー（3kg以上）	－	－	－	－	－	5台	36台	－	7台	－	5台	2台	－	8台	－
コンデンサー（3kg未満）	－	－	3台	－	－		2台	4台	－	－	－	－	－	－	－
柱上変圧器	－	－	－	－	－	2台	－	－	－	－	－	－	－	－	－
安定器	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ＰＣＢを含む油	－	－	－	－	－	－	－	5個	－	－	－	－	－	－	－
ＯＦケーブル	0.1kg	－	－	－	－	－	6個 2,710kg	－	－	－	－	－	－	－	－
その他の機器	－	－	6台	－	－	54台	57台	2台	2台	7台	1台	－	－	－	－
感圧複写紙	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ウエス	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
汚泥	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
塗膜	－	－	－	－	－	－	1個	－	－	－	－	－	－	－	－
その他	1kg	－	－	－	－	－	12,860kg	－	－	1個 301,900kg	－	－	－	－	－

※１　表中の単位以外の単位で届出されている物は、計上対象外とした。また、表中の同欄に複数の単位で表示した物は、それぞれ所有量は重複しない。
※２　その他の機器とは、変圧器やコンデンサー、安定器以外の機器である。
※３　その他とは、その他の機器等を含む全てのＰＣＢ使用製品の種類に分類できない物又は複合汚染物である。

第２節　ＰＣＢ廃棄物の発生量及び処分量の見込み

今後のＰＣＢ廃棄物の発生量は、ＰＣＢ使用製品が全量ＰＣＢ廃棄物として発生するものと仮定し、ＰＣＢ使用製品の所有量と同量とする。

ＰＣＢ廃棄物の処分見込量は、ＰＣＢ廃棄物の保管量に今後の発生量（ＰＣＢ使用製品の所有量）を加えたものとなり、集計すると表２－７のとおりであり、これを政令市、県民局単位で集計したものが表２－９である。また、ＰＣＢ廃棄物の処分見込事業場数は表２－８のとおりである。

表２－７　県内のＰＣＢ廃棄物の処分見込量（令和４年３月31日現在）

ＰＣＢ廃棄物の種類	高濃度 ＰＣＢ廃棄物	低濃度 ＰＣＢ廃棄物	ＰＣＢ濃度不明 廃棄物
	処分見込量	処分見込量	処分見込量
変圧器	－	1,342台、205kg	24台
コンデンサー（３kg以上）	67台	207台、30kg	30台
コンデンサー（３kg未満）	354台	154台	118台
柱上変圧器	－	46台	－
安定器	171台、3,963kg	359台、172kg	1台
ＰＣＢを含む油	0.3kg	13個、3,990kg 35L	－
ＯＦケーブル	－	7個、2,710kg	－
その他の機器	6台	389台、80kg	22台
感圧複写紙	－	－	－
ウエス	－	411kg	－
汚泥	－	2,639kg	－
塗膜	－	1個、3,198kg	－
その他	1kg	41個、331,528kg 120L	3kg

※１　表中の単位以外の単位で届出されている物は、計上対象外とした。また、表中の同欄に複数の単位で表示した物は、それぞれ処分見込量は重複しない。

※２　その他の機器とは、変圧器やコンデンサー、安定器以外の機器である。

※３　その他とは、その他の機器等を含む全てのＰＣＢ廃棄物の種類に分類できない物又は複合汚染物である。

表２－８　県内のＰＣＢ廃棄物の処分見込事業場数（令和４年３月31日現在）

ＰＣＢ廃棄物の処分見込事業場数	岡山県内			
	岡山市内	倉敷市内	県所管内	
	150	100	189	439

表２－９　政令市、県民局単位のＰＣＢ廃棄物の処分見込量（令和４年３月31日現在）

ＰＣＢ廃棄物の種類	高濃度ＰＣＢ廃棄物					低濃度ＰＣＢ廃棄物					ＰＣＢ濃度不明廃棄物				
	岡山市内	倉敷市内	県所管内			岡山市内	倉敷市内	県所管内			岡山市内	倉敷市内	県所管内		
			備前県民局	備中県民局	美作県民局			備前県民局	備中県民局	美作県民局			備前県民局	備中県民局	美作県民局
変圧器	－	－	－	－	－	227台 205kg	687台	185台	162台	81台	1台	10台	－	13台	－
コンデンサー（3kg以上）	12台	26台	11台	11台	7台	49台	99台 30kg	15台	28台	16台	10台	7台	－	13台	－
コンデンサー（3kg未満）	1台	348台	3台	－	1台	45台	92台	8台	9台	－	28台	86台	－	4台	－
柱上変圧器	－	－	－	－	－	20台	24台	2台	－	－	－	－	－	－	－
安定器	65台 311kg	95台 3,652kg	11台	－	－	2台	354台 172kg	3台	－	－	1台	－	－	－	－
ＰＣＢを含む油	0.1kg	－	0.2kg	－	－	166kg	5個 2,835kg 35L	6個 88kg	119kg	2個 780kg	－	－	－	－	－
ＯＦケーブル	－	－	－	－	－	－	7個 2,710kg	－	－	－	－	－	－	－	－
その他の機器	－	－	6台	－	－	177台 10kg	167台	10台	7台	28台	21台	1台	－	－	－
感圧複写紙	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ウエス	－	－	－	－	－	21kg	250kg	126kg	4kg	11kg	－	－	－	－	－
汚泥	－	－	－	－	－	2kg	－	－	－	2,637kg	－	－	－	－	－
塗膜	－	－	－	－	－	2,908kg	1個 0.01kg	－	－	290kg	－	－	－	－	－
その他	1kg	－	－	－	－	3個 1,458kg	33個 20,198kg 120L	1個 5,652kg	1,302kg	4個 302,917kg	3kg	－	－	－	－

※１　表中の単位以外の単位で届出されている物は、計上対象外とした。また、表中の同欄に複数の単位で表示した物は、それぞれ処分見込量は重複しない。
※２　その他の機器とは、変圧器やコンデンサー、安定器以外の機器である。
※３　その他とは、その他の機器等を含む全てのＰＣＢ廃棄物の種類に分類できない物又は複合汚染物である。

第３章　ＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保に関する事項

第１節　高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理の体制の現状

国は、ＰＣＢ廃棄物処理基本計画に基づき、地元地方公共団体との調整の結果を踏まえ、中間貯蔵・環境安全事業株式会社を活用して全国５か所に拠点的な広域処理施設（以下「拠点的広域処理施設」という。）を整備している。

本県は、全国５か所の拠点的広域処理施設のうち北九州市に設置されたＰＣＢ廃棄物処理施設（以下「北九州ＰＣＢ廃棄物処理施設」という。）の処理対象地域となっているが、令和４年５月、国はＰＣＢ廃棄物処理基本計画を一部改訂し、北九州ＰＣＢ廃棄物処理事業の対象地域で計画的処理完了期限後に新規発見された大型変圧器・コンデンサー等について、大阪市及び豊田市に設置されたＰＣＢ廃棄物処理施設（このうち豊田市に設置されたものを、以下「豊田ＰＣＢ廃棄物処理施設」という。）において処理を行うこととした。このうち、本県内の大型変圧器・コンデンサー等は、豊田ＰＣＢ廃棄物処理施設で処理することとなった。

北九州ＰＣＢ廃棄物処理施設による処理事業（以下「北九州ＰＣＢ廃棄物処理事業」という。）及び豊田ＰＣＢ廃棄物処理施設による処理事業（以下「豊田ＰＣＢ廃棄物処理事業」という。）の概要は表３－１及び表３－２のとおりであるり、各事業における処理対象物の処理完遂に向けて、今後の処理の見通しを踏まえ、事業終了準備期間も活用して処理を実施することとなった。

表３－１　北九州ＰＣＢ廃棄物処理事業の概要

項目		内容	
事業主体		中間貯蔵・環境安全事業株式会社	
事業の実施場所		福岡県北九州市若松区響町一丁目	
処理対象		大型変圧器 コンデンサー等	安定器及び汚染物等
事業対象地域		Ａ地域	Ａ地域、Ｂ地域、Ｃ地域（大阪ＰＣＢ処理事業所及び豊田ＰＣＢ処理事業所における処理対象物を除く。）
事業対象地域以外に保管されている処理対象物		Ｃ地域の車載変圧器の一部、Ｄ地域のコンデンサーの一部	－
処理施設	処理方法	脱塩素化分解 （第１期、第２期）	プラズマ溶融 （第２期）
	処理能力	1.5トン／日 （ＰＣＢ分解量）	10.4トン／日 （安定器及び汚染物等の量）
事業の時期	計画的処理完了期限	平成31年３月31日	令和４年３月31日
	事業終了準備期間	平成31年４月１日～ 令和４年３月31日	令和４年４月１日～令和６年３月31日

※ 事業対象地域の区分については、次のとおり

Ａ地域：岡山県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

Ｂ地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

Ｃ地域：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

Ｄ地域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

表３－２　豊田ＰＣＢ廃棄物処理事業の概要

項目		内容	
事業主体		中間貯蔵・環境安全事業株式会社	
事業の実施場所		愛知県豊田市細谷町３丁目	
処理対象		大型変圧器 コンデンサー等	安定器及び汚染物等
事業対象地域		Ｃ地域	Ｃ地域（小型電気機器の一部に限る。）
事業対象地域以外に保管されている処理対象物		Ａ地域の大型変圧器・コンデンサー等の一部、Ｂ地域のポリプロピレン等を使用したコンデンサーの一部	－
処理施設	処理方法	脱塩素化分解	
	処理能力	1.6トン／日（ＰＣＢ分解量）	
事業の時期	計画的処理完了期限	令和５年３月31日	令和５年３月31日
	事業終了準備期間	令和５年４月１日～ 令和８年３月31日	令和５年４月１日～ 令和８年３月31日

※ 事業対象地域の区分については、表３－１に同じ。

※ 網掛け部分は、本県内のＰＣＢ廃棄物とは無関係

また、北九州及び豊田ＰＣＢ廃棄物処理施設における県内のＰＣＢ廃棄物の処理については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社を中心に政令市及び隣県等とも連携し、効率的な収集運搬を行うなど計画的かつ合理的に進める。

第２節　高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理の体制の確保のための方策

本県は、拠点的広域処理施設である北九州ＰＣＢ廃棄物処理施設の処理対象地域であり、また、計画的処理完了期限後に新規発見された大型変圧器・コンデンサー等については豊田ＰＣＢ廃棄物処理施設で処理することとされていることから、県内の高濃度ＰＣＢ廃棄物は当該施設において安全かつ確実に処理することを基本とする。

第３節　高濃度ＰＣＢ廃棄物の広域的な処理の体制に関する事項

ＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理を行うためには、処理施設の整備とともに、各保管事業場から処理施設までの収集運搬体制の確立が必要である。

ＰＣＢ廃棄物の収集運搬に当たっては、廃棄物処理法の特別管理産業廃棄物処理基準、国が策定したＰＣＢ廃棄物収集・運搬ガイドライン等に従い、適正に収集運搬する必要がある。

さらに、北九州及び豊田ＰＣＢ廃棄物処理事業では、表３－１及び表３－２に示す事業対象地域のＰＣＢ廃棄物を処理するため、収集運搬、施設への搬入等について、関係機関における調整が必要であり、収集運搬に当たっては、事業対象地域の都府県、政令市及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社で構成する広域調整協議会において決定された事項や各都府県市のＰＣＢ廃棄物処理計画に定める運行条件に従う必要がある。

県では、これらのことを踏まえ、次のことを基本とし、安全かつ確実な収集運搬体制の確保を図ることとする。

１　ＰＣＢ廃棄物収集運搬業者の確保

ＰＣＢ廃棄物の収集運搬は、保管事業者自らが行うことも考えられるが、ほとんどの場合は、ＰＣＢ廃棄物収集運搬業者に委託すると想定される。

県内でＰＣＢ廃棄物の収集運搬を業として行おうとする者は、廃棄物処理法に基づき、岡山県知事等の許可を受ける必要がある。

したがって、許可に当たって許可基準への適合状況を厳正に審査することは当然であるが、許可後に処理基準違反等が明らかになった場合には、厳正に行政処分を実施し、不適正な収集運搬業者の排除に努めることとする。

２　合理的な経路による運搬

主な運搬手段として考えられるトラックによる運搬については、次の事項を運搬者に遵守させ、安全性の確保を図ることとする。

①　高速道路、国道等の幹線道路を運行することを基本とする。

②　幹線道路の選択に当たっては、より高規格の道路を優先する。

③　積込地が幹線道路に面していない場合は、合理的な経路を経て、速やかに幹線道路に入る。

３　事故時の連絡体制の整備

ＰＣＢ廃棄物の運搬中の事故による、ＰＣＢの漏えい、飛散等に迅速かつ的確に対処できる緊急連絡体制を整備することとする。

第４節　低濃度ＰＣＢ廃棄物の処理

低濃度ＰＣＢ廃棄物については、拠点的広域処理施設の対象となっておらず、廃棄物処理法に基づく都道府県知事等の産業廃棄物処理施設の許可制度又は環境大臣の無害化処理認定制度を活用した処理施設立地の取組が進められる等、ＰＣＢ廃棄物処理基本計画に基づく処理体制の整備が図られている。

令和４年２月末現在、低濃度ＰＣＢ廃棄物の処理業者数は、本県内では３業者、全国では37業者となっており、処理業者に対して安全かつ確実な処理の実施を指導するとともに、保管事業者等に対してはＰＣＢ特措法で定める期間内（令和９年３月31日まで）に確実に処理を完了するよう指導する。

第４章　ＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項

ＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、各関係者の役割を次のとおり定め、各関係者が協力・連携して処理を推進することとする。

第１節　県の役割

１　監視、指導に関すること

県は、政令市と協力し、次のとおり監視、指導に取り組むこととする。

（１）ＰＣＢ廃棄物の保管及びＰＣＢ使用製品の所有状況の把握

ＰＣＢ廃棄物及びＰＣＢ使用製品の確実かつ適正な処理を確保するためには、県内におけるこれらの保有情報を確実に把握することが必要であることから、環境省が示す調査方法等によりＰＣＢ廃棄物等の保有状況調査を実施するとともに、関係機関との情報共有、ＰＣＢ特措法に基づく報告徴収や立入検査の活用等により、その把握に努めるものとする。

（２）ＰＣＢ保管事業者に対する監視・指導等

ＰＣＢ保管事業者に対しては、処理が終了するまでの間、ＰＣＢ特措法に基づく保管・処分状況の届出や廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物処理基準・保管基準の遵守などについて、周知徹底を図るとともに、ＰＣＢ廃棄物の処分期間内の適正処理を指導する。特に高濃度ＰＣＢ廃棄物について、期間内の処分がなされない場合等、必要な場合は、ＰＣＢ特措法に基づく改善命令や代執行を行い、確実な処分を指導する。

また、計画的に立入検査を実施し、ＰＣＢ廃棄物の保管状況等を把握するなど、監視指導の徹底・強化を図る。

（３）所有事業者に対する監視・指導等

ＰＣＢ使用製品を所有している事業者に対しては、早期かつ計画的な廃棄、ＰＣＢ特措法に基づく処分期間内の適正処理についての指導を行う。

県内におけるＰＣＢ使用製品の所有状況等については、ＰＣＢ特措法に基づく届出のほか、電気関係報告規則の規定により中国四国産業保安監督部長へ報告された内容、その他必要な調査を行うこと等により実態把握に努める。

（４）収集運搬を行う者に対する監視・指導等

収集運搬を行う者に対しては、廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物処理基準、ＰＣＢ廃棄物収集・運搬ガイドライン及び低濃度ＰＣＢ廃棄物収集・運搬ガイドラインの遵守を徹底させるとともに、北九州及び豊田ＰＣＢ廃棄物処理施設への運搬に当たっては、関係機関において決定された事項や各都府県市のＰＣＢ廃棄物処理計画に定める運行条件等の遵守についても徹底を図る。

また、立入検査等の実施により、処理基準違反等が明らかになった場合には、厳正に行政処分を実施し、不適正な収集運搬業者の排除に努めることとする。

（５）処分を行う者に対する監視・指導等

低濃度ＰＣＢ廃棄物の処分を行う者に対しては、低濃度ＰＣＢ廃棄物の適切か

つ確実な処分が行われるよう廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物処理基準、低濃度ＰＣＢ廃棄物の処理に関するガイドライン等の遵守を徹底させる。

また、立入検査等の実施により、処理基準違反等が明らかになった場合には、厳正に行政処分を実施し、不適正な処分業者の排除に努めることとする。

２　高濃度ＰＣＢ廃棄物の広域的処理の推進に関すること

（１）早期処理完了のための取組

国、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、電気保安関係等の事業者等と協力し、必要な調査を行った上で未処理事業者の一覧表を作成し、当該一覧表に掲載された事業者に対し処理の時期を確認するとともに、処分期間内又は計画的処理完了期限までに中間貯蔵・環境安全事業株式会社へ適切に処理委託が行われ、一日も早く処理が完了するよう必要な指導等を行う。

（２）処分期間後における取組

計画的処理完了期限後に新たに発見された場合においても、国、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、電気保安関係等の事業者等と協力し、ＰＣＢ保管事業者に対して、中間貯蔵・環境安全事業株式会社での受入処理が可能な期間内に同社へ適切に処理委託が行われ、速やかに処理が完了するよう必要な指導等を行う。

（３）関係機関との調整等

北九州及び豊田ＰＣＢ廃棄物処理事業の実施に当たっては、処理を円滑に進めるため、搬入時期、運搬方法等について、関係機関で調整を図る必要がある。

このため、広域調整協議会等において、搬入量の調整、緊急時の対応等について十分な協議、調整を行い、適正な広域的処理の推進を図る。

（４）地元地方公共団体への協力

北九州ＰＣＢ廃棄物処理施設が設置されている北九州市は、国からの要請を受け施設の立地を受け入れ、さらに平成26年４月及び令和４年４月には、我が国のＰＣＢ廃棄物の処理を促進するため、処理期間の延長等についても追加で受け入れる決断をした。豊田市についても同様である。

こうした地元地域の重要な貢献を認識し、一日でも早くＰＣＢ廃棄物の処理を完了させるよう協力する。

（５）事業者への指導等

北九州及び豊田ＰＣＢ廃棄物処理施設での処理に当たっては、事業者は、ＰＣＢ特措法に基づく保管状況等の届出とは別に、保有するＰＣＢ廃棄物等の情報について、あらかじめ中間貯蔵・環境安全事業株式会社に登録する必要がある。

県では、中間貯蔵・環境安全事業株式会社からこの登録に関する情報の提供を受け、登録を行っていない事業者に対し、早期に登録するよう指導を行う。

また、ＰＣＢ廃棄物の保管状況等から、特に早期の処理が必要と判断される物については、県は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社と協議・調整することとする。

３　緊急時の対応に関すること

収集運搬時の事故発生等緊急時において速やかな対応が執れるよう、関係都府県、各市町村等の関係機関や中間貯蔵・環境安全事業株式会社と連携して緊急時の

対応に関する連絡体制等を整備するものとする。

また、消防、警察等に対し、あらかじめ緊急時のＰＣＢの取扱いについて、情報提供を行うものとする。

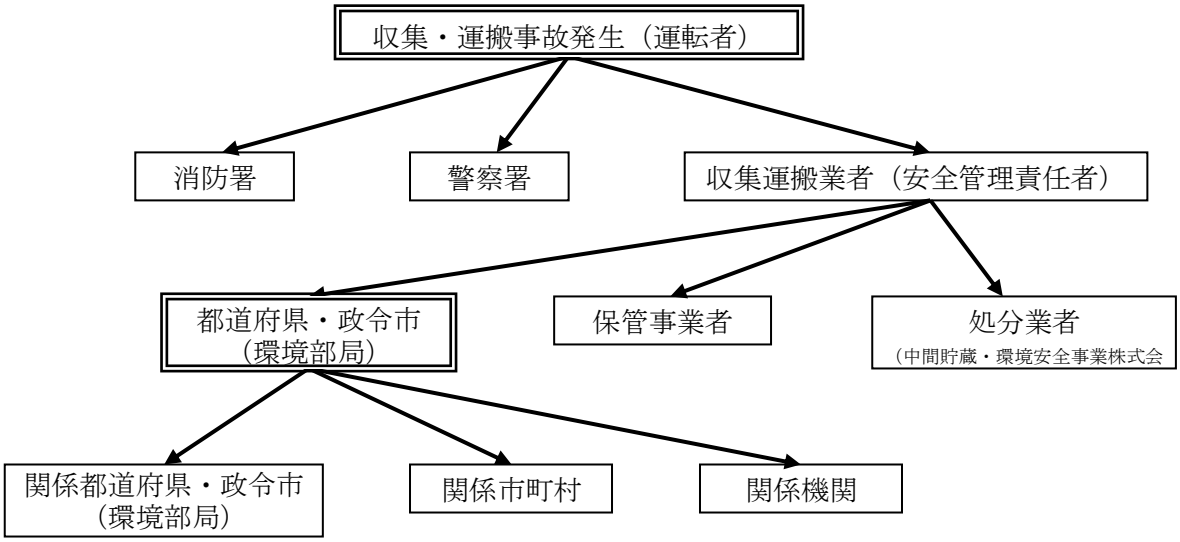


図４－１　緊急連絡体制

４　県民、事業者等の理解を深めるための方策に関すること

県内におけるＰＣＢ廃棄物の保管状況等に関する情報、ＰＣＢ廃棄物の計画的処理に関する情報、ＰＣＢ廃棄物の性状、安全性の確保に関する情報等をホームページ等の媒体を活用して積極的に公開し、県民の理解を促進することとする。

また、保管事業者に対しては、ＰＣＢ廃棄物の適正な保管、収集運搬に関する情報、ＰＣＢ廃棄物に係る関係法令に関する情報、北九州及び豊田ＰＣＢ廃棄物処理事業に関する情報等、説明会の実施、パンフレットの配布等により必要な情報を周知、提供することとする。

さらに、事業者に対して、ＰＣＢに関する情報を、広報紙の利用、パンフレットの配布、説明会の実施等により広く提供し、事業者が未把握のＰＣＢ使用機器等がないか注意喚起を行うこととする。

加えて、県及び政令市は、電気機器等を使用している事業者及び廃電気機器等の保管事業者並びに廃電気機器等に係る産業廃棄物処理業者に対して、ＰＣＢにより汚染された廃電気機器等が不適正に保管及び処理されることがないよう情報提供に努めるものとする。

５　中小企業者等への支援に関すること

ＰＣＢ廃棄物の処理費用は、通常の廃棄物と比べ高額であり、処理費用負担能力の小さい中小企業者や個人が処理費用を捻出することは困難な場合があると予想される。

このため、平成13年度から、中小企業者等が行う処理の費用の一部を補助すること等を目的に、国、都道府県及び産業界からの拠出による「ＰＣＢ廃棄物処理基金」が造成されており、平成26年度、平成30年度及び令和２年度に補助範囲が拡大された。

県でもこの基金に資金を拠出しており、中小企業者等の処理費用の負担を軽減

し、適正処理の推進を図ることとする。

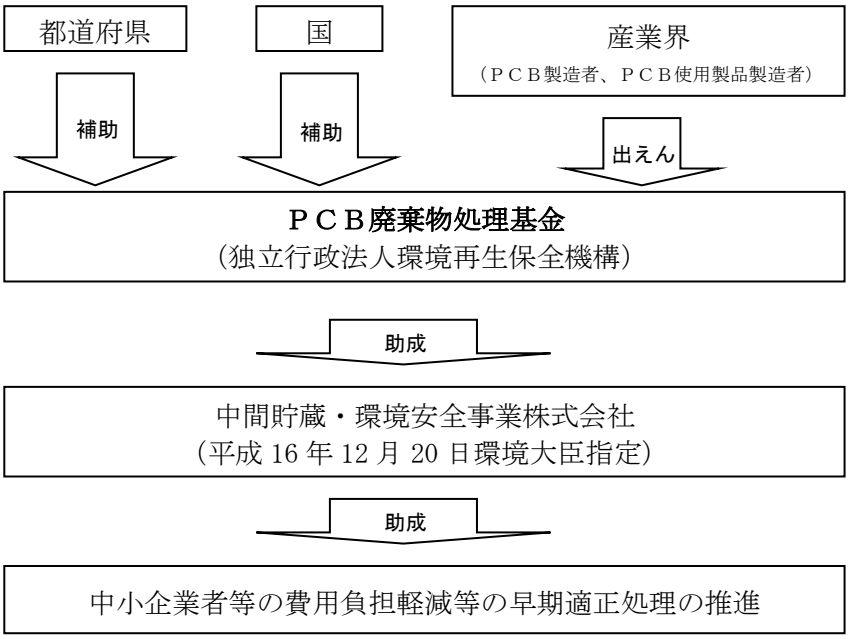


図４－２　ＰＣＢ廃棄物処理基金の仕組み

第２節　保管事業者の役割

保管事業者は、保管中のＰＣＢ廃棄物が適正に処理されるまでの間、特別管理産業廃棄物処理基準・保管基準に従い、ＰＣＢの漏えい等による生活環境の保全上支障が生じないよう、特別管理産業廃棄物管理責任者のもと、適正な管理・保管に努め、ＰＣＢ廃棄物の収集運搬・処分に当たっては、廃棄物処理法を遵守するとともに、ＰＣＢ特措法で定める処分期間内に確実かつ適正に処分するものとする。

なお、ＰＣＢ廃棄物の保管及び処分の状況については、ＰＣＢ特措法に基づき、毎年度県又は政令市に届け出る必要がある。

また、県のＰＣＢ廃棄物の適正処理の推進に関する施策・取組について、協力するものとする。

第３節　所有事業者の役割

ＰＣＢ使用製品を所有している事業者は、ＰＣＢ使用機器を適正に管理するとともに、計画的に廃棄し、ＰＣＢ特措法で定める処分期間内に適正に処分するものとする。

加えて、微量のＰＣＢによって汚染された又はその可能性がある電気機器等を使用している事業者は、その使用を終え、電気工作物を廃止した場合には、電気機器等を製造した者及び一般社団法人日本電機工業会、一般社団法人日本電線工業会等の関係団体から提供されるＰＣＢ汚染の可能性に関する情報に注意するとともに、必要に応じて、当該電気機器等を製造した者に対して、ＰＣＢ汚染の可能性の有無について確認するものとする。また、当該電気機器等を製造した者からの情報により、当該電気

機器等にＰＣＢ汚染の可能性がある場合には、速やかに絶縁油中のＰＣＢの濃度を測定する等の適切な方法により、ＰＣＢにより汚染されているかどうかを確認するものとする。

また、ＰＣＢ特措法、電気関係報告規則に基づき必要な届出、報告を行うとともに、県のＰＣＢ廃棄物の適正処理の推進に関する施策・取組について、協力するものとする。

第４節　収集運搬業者の役割

収集運搬業者は、廃棄物処理法、ＰＣＢ廃棄物収集・運搬ガイドライン及び低濃度ＰＣＢ廃棄物収集・運搬ガイドラインで定める基準を遵守するとともに、北九州及び豊田ＰＣＢ廃棄物処理施設への運搬に当たっては、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が定めた受入基準、広域協議会において決定された留意点、各都府県市のＰＣＢ廃棄物処理計画に定める運行条件等を遵守し、適正かつ安全に収集運搬するものとする。

また、県のＰＣＢ廃棄物の適正処理の推進に関する施策・取組について、協力するものとする。

第５節　処分業者の役割

中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、保管事業者・所有事業者と緊密に連絡調整の上、高濃度ＰＣＢ廃棄物の登録・処分委託に係る手続に沿って、計画的かつ速やかな受入れを進め、適切かつ確実な処分を行うとともに、県のＰＣＢ廃棄物の適正処理の推進に関する施策・取組について、協力するものとする。

環境大臣の認定を受けた無害化処理認定事業者及び都道府県知事等の許可を受けた特別管理産業廃棄物処分業者は、低濃度ＰＣＢ廃棄物の処分業者として、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、適正かつ確実な処分を行うとともに、県のＰＣＢ廃棄物の適正処理の推進に関する施策・取組について、協力するものとする。

第６節　政令市及び県内市町村の役割

政令市は、本計画で掲げた期限内の適正処理等の目標を達成するため、県と協力・連携し、所管内のＰＣＢ廃棄物の早期かつ適正な処理の促進に努めるものとする。

政令市以外の県内市町村においても、県に対して、ＰＣＢ廃棄物の保管・使用に関する情報の提供を行うなど、県が実施するＰＣＢ廃棄物の適正処理に関する施策・取組に対して協力するものとする。

政令市を含む県内市町村は、一般廃棄物となるＰＣＢ廃棄物について統括的処理責任を有することから、当該ＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理を行うものとする。

第７節　その他関係者の役割

ＰＣＢ及びＰＣＢ使用製品の製造事業者等は、県のＰＣＢ廃棄物の適正処理の推進に関する施策・取組について、協力するものとする。